

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

9月30日まで		10月1日から	
区 分	医療費負担割合	区 分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

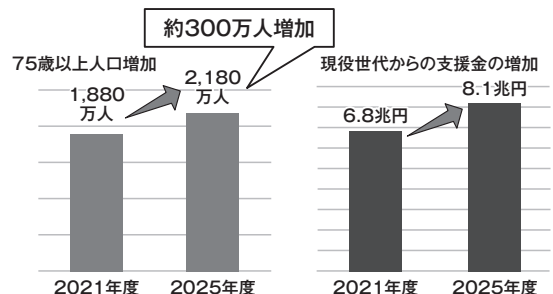
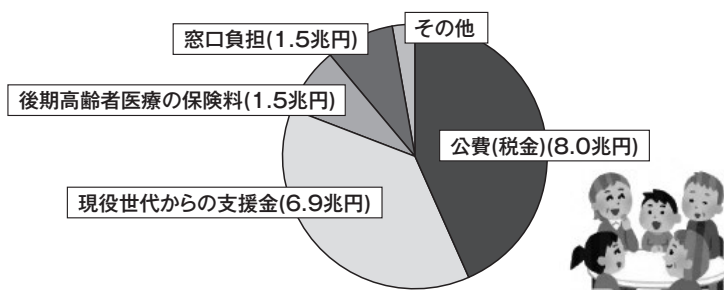
見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳
(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取り扱い。そうでない場合は、1カ月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

配慮措置が適用される場合の計算方法

【例】1カ月の医療費全体額が
50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等(③-④)	2,000円

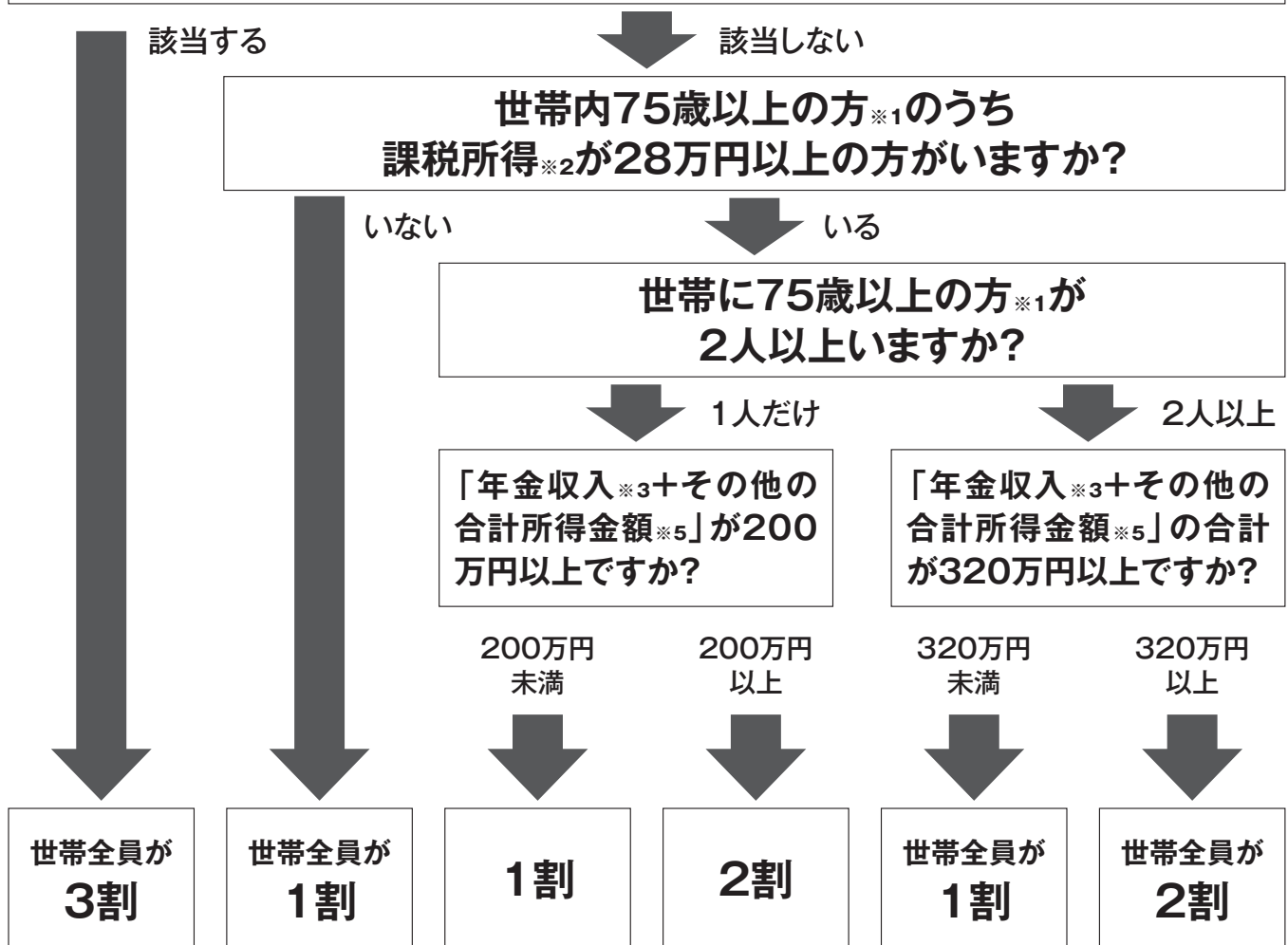
配慮措置 1カ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。

令和3年中の所得をもとに、令和4年7月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります。

現役並み所得者※4に該当しますか？



※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)。

※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月頃に県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

- 【問い合わせ先】 ●今回の制度改正の見直し等に関するご質問等は
厚生労働省コールセンター 電話0120-002-719
- 上記以外に関する問い合わせは
県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821
市役所国民健康保険課 電話42-2111 (内線274・275)